

福井県報

第 134 号
令和 3 年
3 月 2 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(二・保健予防課)……………二

告 示

○有害な興行の指定(五三・県民安全課)……………四

○国土調査の成果の認証(五四・農村振興課)……………四

○土地改良区の定款変更の認可(五五・福井農林総合事務所)……………四

○土地区画整理事業の換地処分届出(五六・都市計画課)……………四

公 告

○令和三年度調理師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………四

○令和三年度製菓衛生師試験の実施(同)……………六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立病院)……………七

○令和三年度前期技能検定(一級、二級、三級および単一等級)の実施(労働政策課)……………七

○令和三年度随時技能検定(随時二級、随時三級および基礎級)の実施(同)……………一〇

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立届出(一七)……………一四

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一八)……………一五

○政治団体の解散の届出(一九)……………一六

○資金管理団体の指定の届出(二〇)……………一六

○資金管理団体でなくなった旨の届出(二一)……………一七

○令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表(二二)……………一七

○令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(二三)……………一七

規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月二日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年福井県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医師の届出)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第十二条第八項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。 (獣医師等の届出)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第十三条第七項において同条第一項および第二項の規定を準用する場合について準用する。 (指定届出機関の指定等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 法第十四条第五項の規定による指定の辞退は、指定届出(提出)機関辞退届(様式第六号)を知事に提出してするものとする。</p> <p>3 法第十四条第六項の規定による指定の取消しは、指定届出機関の管理者が同条第二項の規定に違反した場合のほか、指定届出機関が次の各号のいずれかに該当するに至った場合に限り、することができる。 一 四 (略)</p> <p>(指定提出機関の指定等)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 法第十四条の二第七項の規定による指定の辞退は、指定届出(提出)機関辞退届(様式第六号)を知事に提出してするものとする。</p> <p>3 前条第三項の規定は、知事が法第十四条の二第八項の規定による指定の取消</p>	<p>(医師の届出)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第十二条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。 (獣医師等の届出)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第十三条第五項において同条第一項および第二項の規定を準用する場合について準用する。 (指定届出機関の指定等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 法第十四条第四項の規定による指定の辞退は、指定届出(提出)機関辞退届(様式第六号)を知事に提出してするものとする。</p> <p>3 法第十四条第五項の規定による指定の取消しは、指定届出機関の管理者が同条第二項の規定に違反した場合のほか、指定届出機関が次の各号のいずれかに該当するに至った場合に限り、することができる。 一 四 (略)</p> <p>(指定提出機関の指定等)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 法第十四条の二第六項の規定による指定の辞退は、指定届出(提出)機関辞退届(様式第六号)を知事に提出してするものとする。</p> <p>3 第四条第三項の規定は、知事が法第十四条の二第七項の規定による指定の取</p>

しをする場合について準用する。この場合において、前条第三項中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の二第八項」と、「指定届出機関」とあるのは「指定届出機関」と、同項第二号中「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症または同条第二項の表の各項の上欄に掲げる疑似症の患者の医療」とあるのは「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症の患者の医療」と、同項第三号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の二第一項」と読み替えるものとする。

(二類感染症および新型インフルエンザ等感染症についての準用)

第九条 前二条の規定は、法第二十六条第一項および第二項において法第十九条、第二十条および第二十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第一項第一号および第二号中「一類感染症」とあるのは「二類感染症および新型インフルエンザ等感染症」と、「特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関または第二種感染症指定医療機関」と、前条中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えるものとする。

(感染症指定医療機関の指定等についての準用)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第四条第三項の規定は、知事が法第三十八条第九項の規定による指定の取消しをする場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「法第十四条第六項」とあるのは「法第三十八条第九項」と、「指定届出機関の管理者」とあり、および「指定届出機関」とあるのは「第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関または結核指定医療機関」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項から第七項まで」と、同項第二号中「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症または同条第二項の表の各項の上欄に掲げる疑似症の患者の医療」とあるのは「一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の医療」と、同項第三号中「法第十四条第一項の規定による」とあるのは「法第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

様式第三号中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

消しをする場合について準用する。この場合において、前条第三項中「法第十四条第五項」とあるのは「法第十四条の二第七項」と、「指定届出機関」とあるのは「指定届出機関」と、同項第二号中「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症または同条第二項の表の各項の上欄に掲げる疑似症の患者の医療」とあるのは「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症の患者の医療」と、同項第三号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の二第一項」と読み替えるものとする。

(二類感染症および新型インフルエンザ等感染症についての準用)

第九条 前二条の規定は、法第二十六条において法第十九条、第二十条および第二十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第一項第一号および第二号中「一類感染症」とあるのは「二類感染症および新型インフルエンザ等感染症」と、「特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関または第二種感染症指定医療機関」と、前条中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えるものとする。

(感染症指定医療機関の指定等についての準用)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第四条第三項の規定は、知事が法第三十八条第九項の規定による指定の取消しをする場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「法第十四条第五項」とあるのは「法第三十八条第九項」と、「指定届出機関の管理者」とあり、および「指定届出機関」とあるのは「第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関または結核指定医療機関」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項から第七項まで」と、同項第二号中「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症または同条第二項の表の各項の上欄に掲げる疑似症の患者の医療」とあるのは「一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の医療」と、同項第三号中「法第十四条第一項の規定による」とあるのは「法第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

様式第六号中「第14条第4項」や「第14条第5項」及び「第14条の2第6項」や「第14条の2第7項」に定める。
様式第六号中「第26条」や「第26条第1項、第2項」に定める。
様式第六号中「第26条」や「第26条第1項、第2項」に定める。
の取組を、以下のとおり実施する。

告 示

福井県告示第53号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和3年2月18日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	異常快楽 さかりのついたたち	山崎組 〈新東宝映画〉
映画	ロード・オブ・カオス (原題) LORDS OF CHAOS	AMGエンタテインメント (イギリス、スウェーデン、ノルウェー)

福井県告示第54号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称
大野市

2 調査を行った期間
平成30年7月から令和2年3月まで

3 調査を行った地域
大野市（大字友江II区域）

4 成果の名称
大野市（大字友江II区域）の地籍図および地籍簿

令和3年3月2日(火)

福井県報第134号

5 認証年月日
令和3年3月2日

福井県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名 称	認可年月日
足羽文珠土地改良区	令和3月2月17日

福井県告示第56号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、越前町長から、令和3年2月3日に、気比庄第二土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づき、令和3年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年福井県規則第31号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設または営業において2年以上調理の業務に従事した者

2 試験の期日等

令和3年7月11日（日）13時から15時まで

3 試験の場所

(1) 福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市および永平寺町に居住する者

福井市下六条町16-15

中小企業産業大学校

(2) 鯖江市、越前市、池田町、南越前町および越前町に居住する者

- 越前市瓜生町5-1-1
サンデー福祉
- (3) 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町に居住する者
敦賀市長谷64-52-1
若狭湾エネルギー研究センター
- (4) 福井県外に居住する者
(1)から(3)までに掲げる各試験の場所のうち希望する場所
- 4 試験科目
- (1) 食文化概論
(2) 公衆衛生学
(3) 栄養学
(4) 食品学
(5) 食品衛生学
(6) 調理理論
- 5 受験手続
- (1) 受験申込先
- ア 永平寺町の在住者
福井県福井健康福祉センター
- イ あわら市および坂井市の在住者
福井県坂井健康福祉センター
- ウ 大野市および勝山市の在住者
福井県奥越健康福祉センター
- エ 鯖江市、越前市、池田町、南越前町および越前町の在住者
福井県丹南健康福祉センター
- オ 敦賀市、美浜町および若狭町(旧三方町)の在住者
嶺南振興局二州健康福祉センター
- カ 小浜市、高浜町、おおい町および若狭町(旧上中町)の在住者
嶺南振興局若狭健康福祉センター
- キ 福井市の在住者
福井市保健所
- ク 福井県外の在住者
福井県健康福祉部医薬食品・衛生課
- (2) 提出書類
- ア 調理師試験受験願書(以下「受験願書」という。)
- イ 履歴書
- ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設または営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

- エ 写真(出願の日前6月以内に上半身、正面および脱帽で撮影した縦7センチメートル横5センチメートルのもので、裏面に生年月日および氏名を記載したもの)ただし、試験を受けようとする年度の前年度にイまたはウに掲げる書類を提出した者がその旨を受験願書に記載したときは、その添付すべき書類に変更がない限り、当該書類の添付を省略することができる。
- (3) 受験願書の受付期間
令和3年4月12日(月)から令和3年4月23日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)
- なお、郵便による受験の申込みは、令和3年4月23日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 受験手数料および納付方法
- (1) 受験手数料
6,100円
- (2) 納付方法
受験手数料の額に相当する金額の福井県証紙を受験願書に貼付し、消印しないこと。
- 7 合格者の発表
試験終了後1月以内に合格者全員の受験番号を福井県(健康福祉部医薬食品・衛生課)ホームページに掲載し、および福井県庁舎1階掲示板に掲示し、ならびに福井県内の県健康福祉センターの掲示板に当該健康福祉センターの所管区域に居住する合格者の受験番号を掲示する(福井市に居住する合格者の受験番号は福井健康福祉センター掲示板に掲示)とともに、合格者には合格した旨を通知する。
- 8 得点の問合せ
福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)第24条の規定により、合格発表後1月間、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において開示する。この場合には、受験者本人が来庁し、本人であることが確認できる書類等(受験票等)を持参すること。
- 9 その他
受験手続その他受験に関する問合せは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0354)または次の表に掲げる健康福祉センターおよび福井市保健所によること。
- | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 電話番号 |
|-----|------------|-----------|------|------------|--------------|
| 福井県 | 福井健康福祉センター | 〒918-8540 | 福井市 | 西木田2丁目8-8 | 0776-36-1118 |
| 福井県 | 坂井健康福祉センター | 〒919-0632 | あわら市 | 春宮2丁目21-17 | 0776-73-0601 |
| 福井県 | 奥越健康福祉センター | 〒912-0084 | 大野市 | 天神町1-1 | 0779-66-2076 |
| 福井県 | 丹南健康福祉センター | 〒916-0022 | 鯖江市 | 水落町1丁目2-25 | 0778-51-0034 |

嶺南振興局二州健康福祉センター	〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
嶺南振興局若狹健康福祉センター	〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
福井市保健所	〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度製菓衛生師試験を実施するので、福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号）第5条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

1 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 製菓衛生師法施行の際、現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事していた期間が、同法施行の日において3年を超えている者または同法施行の日後3年を超えるに至った者

2 試験の期日等

令和3年7月11日（日） 13時から15時まで

3 試験の場所

- (1) 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町および越前町に居住する者
越前市瓜生町5-1-1
サントーム福井
 - (2) 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町および若狹町に居住する者
敦賀市長谷64-52-1
若狹湾エネルギー研究センター
 - (3) 福井県外に居住する者
(1)または(2)に掲げる各試験の場所のうち希望する場所
- #### 4 試験科目
- (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 栄養学
 - (4) 食品学
 - (5) 食品衛生学

令和3年3月2日（火）

福井県報第134号

(6) 製菓理論および実技に関する筆記試験
ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級または2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論の受験免除を受けることができる。

5 受験手続

(1) 受験申込先

ア 永平寺町の在住者

福井県福井健康福祉センター

イ あわら市および坂井市の在住者

福井県坂井健康福祉センター

ウ 大野市および勝山市の在住者

福井県奥越健康福祉センター

エ 鯖江市、越前市、池田町、南越前町および越前町の在住者

福井県丹南健康福祉センター

オ 敦賀市、美浜町および若狹町（旧三方町）の在住者

嶺南振興局二州健康福祉センター

カ 小浜市、高浜町、おおい町および若狹町（旧上中町）の在住者

嶺南振興局若狹健康福祉センター

キ 福井市の在住者

福井市保健所

ク 福井県外の在住者

福井県健康福祉部医薬食品・衛生課

(2) 提出書類

ア 製菓衛生師試験受験願書（以下「受験願書」という。）

イ 製菓衛生師養成施設の卒業証明書（卒業後に姓名を改めたときは、戸籍抄本を添付すること。）または2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類

ウ 履歴書

エ 写真（出願の前6月以内に上半身、正面および脱帽で撮影した縦7センチメートル横5センチメートルのもので、裏面に生年月日および氏名を記載したもの）

オ 菓子製造技能士1級または2級の資格を有する者は、受験願書提出の際、受付に菓子製造の技能検定1級または2級の合格証書を提示すること。

ただし、試験を受けようとする年度の前年度にイまたはウに掲げる書類を提出した者がその旨を受験願書に記載したときは、その添付すべき書類に変更がない限り、当該書類の添付を省略することができる。

(3) 受験願書の受付期間

令和3年4月12日（月）から令和3年4月23日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）

なお、郵便による受験の申込みは、令和3年4月23日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 受験手数料および納付方法

- (1) 受験手数料
9,400円
- (2) 納付方法

受験手数料の額に相当する金額の福井県証紙を受験願書に貼付し、消印しないこと。

7 合格発表

試験終了後1月以内に合格者全員の受験番号を福井県(健康福祉部医薬食品・衛生課)ホームページに掲載し、および福井県庁舎1階掲示板に掲示し、ならびに福井県内の県健康福祉センターの掲示板に当該健康福祉センターの所管区域に居住する合格者の受験番号を掲示する(福井市に居住する合格者の受験番号は福井健康福祉センター掲示板に掲示)とともに、合格者には合格した旨を通知する。

8 得点の問合せ

福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)第24条の規定により、合格発表後1月間、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において開示する。

この場合には、受験者本人が来庁し、本人であることが確認できる書類等(受験票等)を持参すること。

9 その他

受験手続その他受験に関する問合せは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0354)または次の表に掲げる健康福祉センターおよび福井市保健所によること。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福井県福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1118
福井県坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0601
福井県奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	0779-66-2076
福井県丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
嶺南振興局二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
嶺南振興局若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
福井市保健所	福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
放射線治療計画システムの購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年2月3日
- 4 落札者の名称および住所
丸文通商株式会社 福井支店
福井市和田中2丁目907番地
- 5 落札金額
32,670,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和2年12月22日

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和3年度前期技能検定(1級、2級、3級および単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 等級ごとの実施検定職種
(1) 1級および2級
1級および2級の検定職種のうち前期(令和3年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ右表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	铸铁铸造作业法	铸铁铸造作业
金属热处理	一般热处理作业法、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业法および高周波・炎熱処理作業法	一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业および高周波・炎熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法およびラジコンゲセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホフ盤作業、数値制御ホフ盤作業およびラジコンゲセンタ作業
放電加工	数値制御彫形放電加工法およびワイヤ放電加工法	数値制御彫形放電加工作業およびワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	製缶作業法および構造物鉄工作业法	製缶作業および構造物鉄工作业
建築板金	内外装板金施工法およびダクト板金施工法	内外装板金作業およびダクト板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法および機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	なし	なし
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法、インフレーション成形法および真空成形法	射出成形作業、インフレーション成形作業および真空成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
プロック建築	なし	なし
タイル張り	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法、改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法およびFRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業およびFRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、木質系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法および化粧パネルム施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業および化粧パネルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
化学分析	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法	建築塗装作業
フローアー装飾	なし	なし

- (2) 3級
 3級の検定職種のうち前期に実施するもの(随時実施するものを除く。)は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法および高周波・炎熱処理作業法	一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法およびマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業
電子機器組立て	なし	なし
左官	なし	なし
化学分析	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

- (3) 単一等級
 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは、次のとおりとする。
 路面標示施工および塗料調色

2 試験科目

実技試験および学科試験

3 手数料、実施期日および実施場所等

- (1) 手数料
 実技試験および学科試験とも福井県手数料徴収条例(平成12年福井県条例第2号)で定める金額とする。

(2) 実施期日

ア 実技試験

次の期間において、別に福井県職業能力開発協会(以下「開発協会」という。)が指定する日に実施する。

(ア) 令和3年6月7日(月)から同年8月8日(日)(ただし、令和3年7月11日(日)に学科試験を実施する検定職種に限る。)

(イ) 令和3年6月7日(月)から同年9月12日(日)(ただし、3(2)イ(ア)の試験日に学科試験を実施する検定職種を除く。)

イ 学科試験

等級および検定職種に同じ次の期日に実施する。ただし、1の表において選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

(ア) 令和3年7月11日(日)

3級

造園、機械加工、電子機器組立て、左官、化学分析およびフラワー装飾

- (イ) 令和3年8月22日(日)
- a 1級および2級
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、化学分析および塗装
- b 3級
金属熱処理
- (ウ) 令和3年8月29日(日)
1級および2級
機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官および内装仕上げ施工
- (エ) 令和3年9月5日(日)
- a 1級および2級
鑄造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装およびフラワー装飾
- b 単一等級
路面標示施工および塗料調色
- (3) 実施場所
実技試験および学科試験とも別に開発協会から通知する。
- (4) 実技試験問題の公表
実技試験の試験問題は、令和3年5月31日(月)に開発協会において公表する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部または一部を公表しないものがある。)
- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、当該免除を受けることができる者であることを証する書面
- (2) 提出先
福井県職業能力開発協会
所在地 〒910-0003
福井市松本3丁目16-10
福井県職員会館ビル4階
電話 0776-27-6360
- (3) 受付期間
令和3年4月5日(月)から同月16日(金)まで(日曜日および土曜日を除く。)
- なお、郵送により提出する場合には、令和3年4月16日(金)までの消印がある

ものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料および学科試験の手数料の合計額(実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合にあつては、当該免除に係る試験の手数料を除いた額)に相当する現金を申請書に添えて納付すること。

なお、いったん納付された手数料は、返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を次の期日に福井県庁1階に掲示するほか、書面により通知する。

ア 令和3年8月27日(金) (ただし、令和3年7月11日(日)に学科試験を実施する検定職種に限る。)

イ 令和3年10月1日(金) (ただし、3(2)イ(ア)の試験日に学科試験を実施する検定職種を除く。)

(2) 実技試験または学科試験の合格通知

実技試験または学科試験のいずれかのみに合格した者については、開発協会が書面により通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には、合格証書および技能士章を交付する。

7 その他

技能検定についての問合せは、福井県職業能力開発協会(電話 0776-27-6360)または福井県産業労働部労働政策課(電話 0776-20-0388)に対し行うこと。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和3年度随時技能検定(随時実施する2級、3級および基礎級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

福井県知事 杉本 達治

1 等級ごとの実施検定職種

(1) 2級

2級の検定職種のうち前期(令和3年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)または後期(令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業および非鉄金属鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業および非鉄金属鑄物鑄造作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法およびマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法およびダクト板金施工法	内外装板金作業およびダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法および配電盤・制御盤組立て法	回転電機組立て作業および配電盤・制御盤組立て作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
染色	糸浸染加工法および織物・ニット浸染加工法	糸浸染作業および織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造法	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造法	紳士既製服縫製作業
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
布はく縫製	なし	ワイシャツ製造作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	貼箱製造法および段ボール箱製造法	貼箱製造作業および段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形法、インフレーション成形法およびブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工法および石張り施工法	石材加工作業および石張り作業
パン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイ尔張り	なし	なし
配管	建築配管施工法およびプラント配管施工法	建築配管作業およびプラント配管作業
型枠施工	なし	なし

鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
内装仕上げ施工	カーベット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法およびカーテン施工法	カーベット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業およびカーテン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法および噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

備考 この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級または職業能力開発促進法施行規則および職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の設定に関する省令の一部を改正する省令第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎一級もしくは基礎二級の技能検定および当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受け付けることができるものとする。

(2) 3級

3級の検定職種のうち前期または後期の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
铸造	鑄鉄鑄物鑄造作業法および非鉄金属鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業および非鉄金属鑄物鑄造作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法およびマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法およびダクト板金施工法	内外装板金作業およびダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法および配電盤・制御盤組立て法	回転電機組立て作業および配電盤・制御盤組立て作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
染色	糸浸染加工法および織物・ニット浸染加工法	糸浸染作業および織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造法	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	なし	なし
紳士服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
布はく縫製	なし	なし
家具製作	なし	なし

紙器・段ボール箱製造	貼箱製造法および段ボール箱製造法	張箱製造作業および段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形法、インフレーション成形法およびブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業
強化プラスチック成形	なし	なし
石材施工	石材加工法および石張り施工法	石材加工作業および石張り作業
パン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法およびプラント配管施工法	建築配管作業およびプラント配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法およびカーテン施工法	カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業およびカーテン工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法および噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

備考 この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級または旧規則第六十一条に掲げる基礎一級もしくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

(3) 基礎級

基礎級の検定職種のうち前期または後期の期間に関わらずに随時実施するものは、次のとおりとする。

鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立てに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立ておよび配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造（丸編みニット製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、紙器・段ボール箱製造（貼箱製造および段ボール箱製造に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、内装仕上げ施工（カーペット系

床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事およびカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工、塗装および工業包装

2 試験科目

実技試験および学科試験

3 手数料、実施期日および実施場所等

(1) 手数料

実技試験および学科試験とも福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）で定める金額とする。

(2) 実施期日

実技試験および学科試験とも令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までの間において別に福井県職業能力開発協会（以下「開発協会」という。）から通知する。

(3) 実施場所

実技試験および学科試験とも別に開発協会から通知する。

(4) 実技試験問題の公表

実技試験の試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部または一部を公表しないものがある。）。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003

福井市松本3丁目16-10

福井県職員会館ビル4階

電話 0776-27-6360

(3) 受付期間

原則として、受検を希望する時期の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

申請書を郵送により提出する場合には、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、所定の手数料を同封して、現金書留郵便により送付すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料および学科試験の手数料の合計額（実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合にあっては、当該免除に係る試験の手数料を除いた額）に相当する現金を申請書に添えて納付すること。

なお、いったん納付された手数料は、返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 実技試験または学科試験の合格通知

実技試験または学科試験のいずれかのみに合格した者については、開発協会が書面により通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には、合格証書を交付する。このほか、2級、3級の技能検定の合格者には、技能士章を交付する。

7 その他

(1) 本公示の2級、3級および基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」または「修得技能等の認定」に活用されるものとする。

(2) 技能検定についての問合せは、福井県職業能力開発協会（電話 0776-27-6360）または福井県産業労働部労働政策課（電話 0776-20-0388）に対し行うこと。

福井県選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年1月15日	福井維新の会	井上 英孝	吉川 貞明	坂井市坂井町木部新保71-5-1

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年1月14日	きたうら博憲後援会	北浦 博憲	田端 和英	あわら市北潟28-13-1
令和3年1月19日	長谷川まさえを育てる会	宮崎 和彦	岡本 トシ子	丹生郡越前町小倉78-1-2
令和3年1月26日	川島富士夫後援会	川島 富士夫	川島 富士夫	三方上中郡若狭町上野13-3-11
令和3年2月5日	青柳篤始後援会	安田 俊雄	青柳 薫始	あわら市花乃杜1-1-17

福井県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年2月23日	稲田朋美河合地区後援会	加藤 英樹	会計責任者 加藤 久明男	小笠原 武見	
令和2年6月13日	森下ゆたか後援会	井関 清	会計責任者 岩本 守博	竹内 収平	
令和2年12月1日	全日本不動産政治連盟福井県本部	吉田 啓司	主たる事務所の所在地	福井市大手3-7-1 織協ビル3階316	

令和2年12月13日	明日の若狭おばまを創る会	中島 福則	主たる事務所の所在地	小浜市小浜白鬚47-5 1階	小浜市小浜広峰27
令和3年1月19日	自由民主党小浜市支部	吉田 一夫	代表者	中島 福則	吉岡 信夫
令和3年1月25日	山本拓後援会連合会	黒田 一郎	会計責任者	桑田 博敏	吉岡 信夫
令和3年1月25日	自由民主党鯖江市支部	山本 拓	会計責任者	出水 孝明	木村 治一
令和3年1月25日	自由民主党福井県きさらぎ会支部	栗塚 俊夫	代表者	栗塚 俊夫	木村 治一
令和3年1月25日	西本まさとし後援会	仲井 宗男	代表者	田中 凉子	栗塚 俊夫
令和3年2月8日	山本文雄後援会	山本 信次	会計責任者	山本 信次	藤田 利栄

福井県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和2年12月12日	社会民主党福井県連合	龍田 清成
令和2年12月24日	社会民主党福井県第1区支部連合	龍田 清成
令和2年12月31日	後楽の会	嶋崎 正宏
令和2年12月31日	平岡忠昭後援会	村岡 貢治
令和2年12月31日	福井県立憲推進協会	野田 哲生
令和2年12月31日	みのわのぼる後援会	小島 多吉
令和3年1月17日	山岸正裕後援会	山岸 正裕

福井県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年月日 令和3年 1月26日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 (代表者) の氏名 川 島 富 士 夫	届 出 を し た 者 に 係 る 公 職 の 種 類 若 狭 町 議 会 議 員	資 金 管 理 団 体 の 名 称 川 島 富 士 夫 後 援 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地 三 方 上 中 郡 若 狭 町 上 野 1 3 - 3 - 1 1
-----------------------------	--	---	---	--

福井県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名 山 岸 正 裕	資 金 管 理 団 体 の 名 称 山 岸 正 裕 後 援 会	資 金 管 理 団 体 で な く な っ た 年 月 日 令 和 3 年 1 月 1 7 日
---	------------------------------------	---

福井県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 みのわのぼる後援会

報告年月日 令和3年1月7日

1 収入総額 0

前年繰越額 0

本年収入額 0

2 支出総額 0

3 翌年への繰越額 0

福井県選挙管理委員会告示第23号

令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和2年福井県選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔政党の支部〕の自由民主党南条支部の項中

「 1 収入総額 2,062,115

前年繰越額 506,476

本年収入額 1,555,639 を

2 支出総額 1,966,615

3 翌年への繰越額 95,500 』

「 1 収入総額 2,188,475

前年繰越額 506,476

本年収入額 1,681,999 に

2 支出総額 1,966,615

3 翌年への繰越額 221,860 』

「 寄 附 80,000

〔うち寄附のあつせんによるもの〕 0 を

個人分 80,000 』

「 寄 附 200,000

〔うち寄附のあつせんによるもの〕 0 に

個人分 200,000 』

「 その他の収入 710,689 を

一件十万円未満のもの 710,689 』

「 その他の収入 717,049 に

一件十万円未満のもの 717,049 』

「 6 寄附の内訳

〔個人分〕

（寄附者の氏名）（金額）（住所）を

年間五万円 80,000

以下のもの 』

「 6 寄附の内訳 〔個人分〕 (寄附者の氏名) 年間五万円 以下のもの 改め、〔その他の政治団体〕の馬の会の項中 」	(金額) 200,000	(住所) に
「 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 3 翌年への繰越額 4 本年収入の内訳 個人の党費・会費 」	384,614 249,612 135,002 161,380 223,234	を
「 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 3 翌年への繰越額 4 本年収入の内訳 個人の党費・会費 改め、たきなみ宏文鷹巣地区後援会の項中 」	394,614 249,612 145,002 161,380 233,234	に
「 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 3 翌年への繰越額 4 本年収入の内訳 寄 附 〔うち寄附のあっせんによるもの〕 政治団体分 5 支出の内訳 政治活動費 選挙関係費 6 寄附の内訳 〔政治団体分〕 (寄附者の名称) 年間五万円 以下のもの 」	50,000 0 50,000 37,267 12,733 50,000 0 50,000 37,267 37,267 37,267 50,000	を

「 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 3 翌年への繰越額 4 本年収入の内訳 寄 附 〔うち寄附のあっせんによるもの〕 政治団体分 5 支出の内訳 政治活動費 選挙関係費 6 寄附の内訳 〔政治団体分〕 (寄附者の名称) 年間五万円 以下のもの 」	20,000 0 20,000 18,307 1,693 20,000 0 20,000 18,307 18,307	に
--	---	---

改める。